

旧加古川図書館入館規程

令和5年4月25日

教育指導部長決定

(目的)

第1条 この規程は、旧加古川図書館における一般個人または団体からの申請に基づく館内への入館に関する事項を定めることを目的とする。

ただし、入館できるエリアについては、特別な理由がない限り別紙のとおりとする。

(許可)

第2条 以下の要件のすべてを満たす場合に許可する。

- (ア) 旧加古川図書館のあり方の検討について寄与することを目的とすること。
 - (イ) 旧加古川図書館の耐震性能等について理解していること。
 - (ウ) 入館人数は20人以下とすること。ただし、この人数に担当の加古川市職員は含まないものとする。
 - (エ) 同日における入館時間は合計1時間以内とすること。
 - (オ) 入館時には許可書に記載された注意事項を遵守すること。
- (2) その他加古川市又は加古川市教育委員会からの依頼に基づく場合等、中央図書館長が特別に認めたとき。

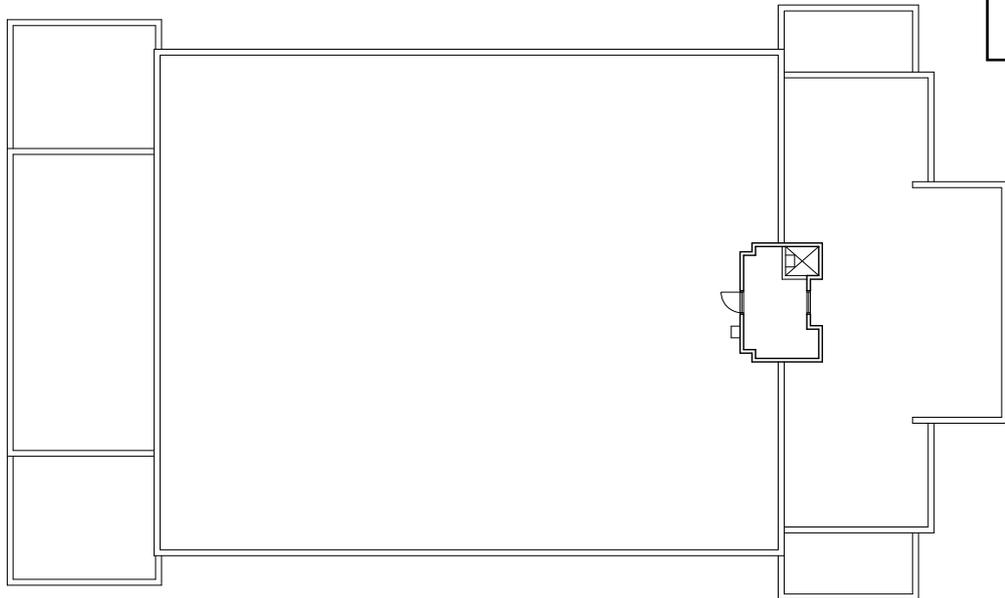
ただし、上記(1)または(2)の条件を満たしていても、図書館の事情により、入館に応じられない場合は許可をしないことができる。

(手続)

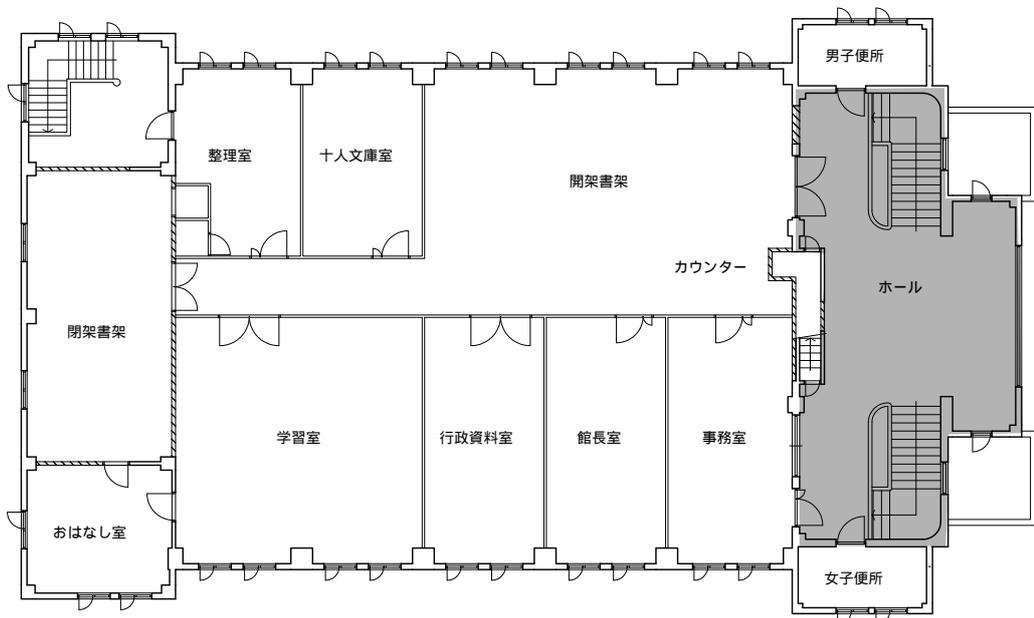
第3条 本規程で定める「旧加古川図書館入館申請書」を原則入館日の2週間前までに提出すること。ただし、やむを得ず期日までに提出できない場合は図書館と協議の上、指定した期日までに提出することとする。

付 則

この規程は、令和5年4月25日から施行する。

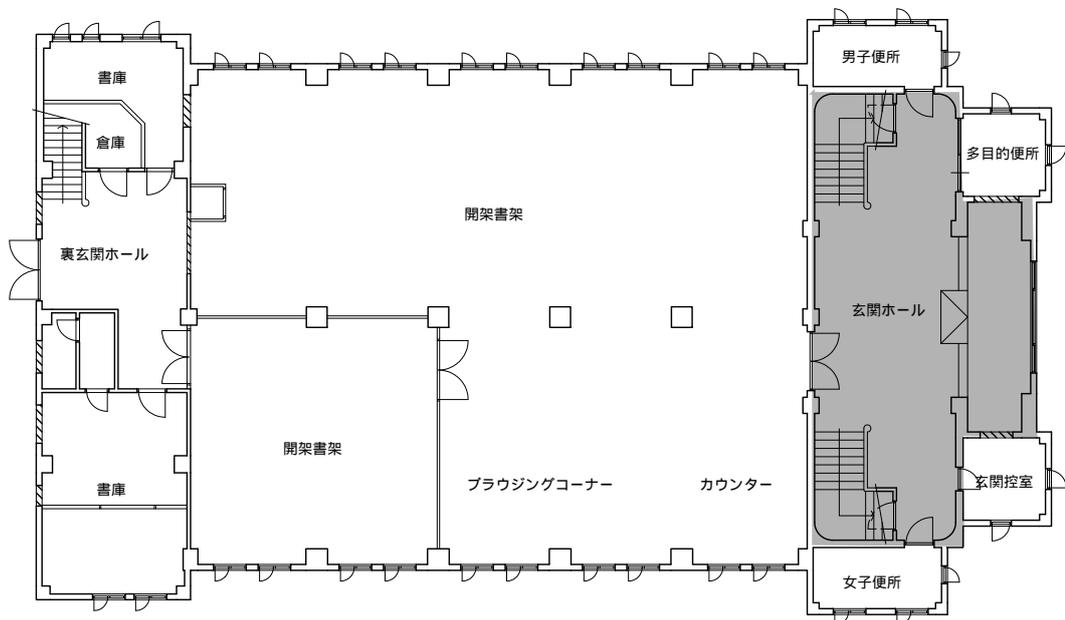


R階平面図



入館許可範囲

2階平面図



1階平面図